

東京学芸大学役付職員選考規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年 3 月18日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の左欄を、右欄のように改正する。

平成16年規程第 3 号

- (1) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）
- (2) 東京学芸大学外国人教員の任期に関する規程（平成 4 年規程第 4 号）

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
（選考） 第1条 <u>本学の学部主事，附属図書館長，附属学校部長，附属特殊教育研究施設長，附属環境教育実践施設長，附属教育実践総合センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長</u>（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 〔省略〕 （選考の方法） 第3条 役付職員の選考は，役付職員候補者（以下「候補者」という。）のうちから行う。 2 前項の候補者となることのできる者は，本学専任の教授とする。 3 第1項の候補者の選出は，選挙又はその他の方法により，<u>選考の対象となつて</u>いる役付職員1名につき，それぞれ3名とする。ただし，附属学校の長の場合に<u>あつては</u>，当該選考の対象となつて<u>いる</u>附属学校の長の数が2以上であるときは，当該数の2倍とする。 （学部主事候補者の選出） 第4条 <u>第一部担当の学部主事，第二部担当の学部主事，第三部担当の学部主事及び第四部担当の学部主事</u>（以下「各部担当の学部主事」という。）候補者の選出は，<u>部教官会ごとに，当該部教官会所属の教授のうちから当該部教官会所属の教授，助教授，専任講師及び助手による選挙により行う。</u> （附属図書館長候補者及び附属学校部長候補者の選出） 第5条 附属図書館長候補者<u>及び附属学校部長候補者</u>の選出は，<u>教授会</u>構成員による選挙により行う。 （施設・センター長候補者の選出） 第6条 <u>附属特殊教育研究施設長候補者，附属環境教育実践施設長候補者，附属教育実践総合センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者</u>の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。 （附属学校の長候補者の選出） 第7条 附属学校の長候補者の選出は，次の各号に掲げる者で組織する附属学校の長候補者選出委員会（以下「選出委員会」という。）が行う。 (1) <u>附属学校部長</u> (2) <u>学部主事</u> (3) <u>部教官会ごとに当該部教官会所属の教授会構成員が互選した者</u> 各2名 (4) 附属学校の副校長が互選した者 7名	（選考） 第1条 <u>東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，附属図書館長，環境教育実践施設長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長</u>（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。 〔省略〕 （選考の方法） 第3条 役付職員の選考は，役付職員候補者（以下「候補者」という。）のうちから行う。 2 前項の候補者となることのできる者は，本学専任の教授とする。 3 第1項の候補者の選出は，選挙又はその他の方法により，<u>選考の対象となつて</u>いる役付職員1名につき，それぞれ3名とする。ただし，附属学校の長の場合に<u>あつては</u>，当該選考の対象となつて<u>いる</u>附属学校の長の数が2以上であるときは，当該数の2倍とする。 （学系長候補者の選出） 第4条 <u>学系長候補者の選出は，学系（施設・センターは，総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授，助教授，専任講師及び助手による選挙により行う。</u> （附属図書館長候補者の選出） 第5条 附属図書館長候補者の選出は，<u>各学系の教授会</u>構成員による選挙により行う。 （施設・センター長候補者の選出） 第6条 <u>環境教育実践施設長候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者</u>の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。 （附属学校の長候補者の選出） 第7条 附属学校の長候補者の選出は，次の各号に掲げる者で組織する附属学校の長候補者選出委員会（以下「選出委員会」という。）が行う。 (1) <u>副学長（研究等担当）</u> (2) <u>学系長</u> (3) <u>各学系の教授会構成員が互選した者</u> 各2名 (4) <u>附属学校運営参事</u> (5) 附属学校の副校長が互選した者 7名

- 2 選出委員会に委員長を置き、附属学校部長をもつて充てる。
- 3 選出委員会の議事手続については、選出委員会が別に定める。
(各部部長)

第8条 各部部長は、各部担当の学部主事をもつて充てる。
(任期等)

第9条 役付職員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

- 2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者(附属学校の長を除く。)の任期は、前任者の残余の期間とする。
(期間の計算)

第10条 役付職員の任期の計算にあたつては、4月1日をそれぞれの起算日とする。

- 2 選出委員会に委員長を置き、副学長(研究等担当)をもつて充てる。
- 3 選出委員会の議事手続については、選出委員会が別に定める。

(任期等)

第8条 役付職員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

- 2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者(附属学校の長を除く。)の任期は、前任者の残余の期間とする。
(期間の計算)

第9条 役付職員の任期の計算にあたつては、4月1日をそれぞれの起算日とする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にその職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。この場合において、現に環境教育実践施設長の職にある者の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 平成16年4月1日に就任する附属図書館長及び保健管理センター所長の任期は、第8条第2項の規定を適用しない。